

議案第 6 号

那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成22年1月那須烏山市条例第1号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
（選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額及び支払 手続） 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>とする。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数とする。）を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対して支払うものとする。 （選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額及び 支払手続） 第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額とする。）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数とする。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払うものとする。	（選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額及び支払 手続） 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>とする。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数とする。）を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対して支払うものとする。 （選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額及び 支払手続） 第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額とする。）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数とする。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払うものとする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。